

平成27年度 にぎわい茶房事業 協力店募集要項

(目的)

町民又は本町への来訪者が気軽に集い飲食できる場所及びもてなしの提供と、町民相互の交流を増進するために、にぎわい茶房（以下「茶房」という。）を開設し運営するため、公募により協力店を募集する。

(業務概要)

協力店の業務は次のとおりとする。

- ① 町内に茶房を開設し、町民又は町への来訪者が集うことのできる場所を提供すること。
- ② 茶房において、にぎわいメニューを提供すること。
- ③ 茶房利用者に利用簿を記入いただくこと。
- ④ 茶房付近(屋外)に、町指定ののぼり旗とウェルカムボードを設置すること。
- ⑤ 町内外の様々な情報を提供すること。
- ⑥ 町が実施する茶房に関する打合せ会（4月28日（火）、研修会（11月25日（水））に出席すること。
- ⑦ 茶房スタンプラリーの実施に関すること。

(条件及び応募資格)

協力店の条件及び応募資格は次のとおりとする。

- ① 町内において飲食業又は小売業等を営んでいる者。
- ② 協力店の営業時間のうち、2時間程度を茶房として運営できること。
- ③ 国税及び地方税並びに本町における公共料金等を滞納していないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑤ 暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体でないこと。

(募集期間)

平成27年3月26日（木）から4月8日（水）まで

(応募手続き)

協力店に応募するものは、「にぎわい茶房事業」協力店申請書（様式1）及び同意書（様式2）を募集期間内に、町民総合センター「あ～す」へ提出すること。（午前8時30分～午後5時15分まで（日曜、月曜、祝日を除く））

(協力料)

茶房運営時において町民又は町への来訪者があり、もてなした日、日額500円とする。
もてなしの実績のない日は除くものとする。

(協力期間)

覚書締結の日から平成28年3月31日までとする。

(審査・決定等)

審査・決定等は次のとおりとする。

①審査方法

町が設置する審査委員会において審査を行ない決定する。審査会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。

②審査基準

本要綱の条件、応募資格等について評価検討し、総合的な審査を行なう。

③通知

審査結果については、全応募者に対して郵送で通知する。

④覚書

審査委員会において協力店に選定された者と覚書を締結する。